

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和3年 6月 11日

大阪府知事 様

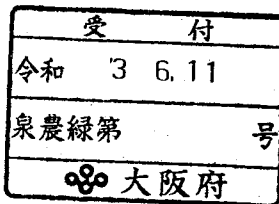
住 所 大阪府大阪市中央区道修町4-5-13

提出者 藤本化学製品株式会社

氏 名 代表取締役 藤本 和将

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6222-0147



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	藤本化学製品株式会社 泉北工場
事業場の所在地	大阪府泉大津市臨海町1-24
計画期間	令和3年 <del>年</del> 4月1日～令和4年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	16:化学工業
② 事業の規模	製造品出荷額：78億3921万円
③ 従業員数	111人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙2～3の通り

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 最終シートに記入		特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
【前年度(令和2年度)実績】		特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
特別管理産業廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の排出	①引火性廃油	②引火性廃油(有害)
排出量	57.02 t	948.68 t	57.02 t
①現状 (これまでに実施した取組) ・実施していない			
【目標】		②計画	
特別管理産業廃棄物の種類	特別管理産業廃棄物の排出	①引火性廃油	②引火性廃油(有害)
排出量	170 t	960 t	170 t
②計画 (今後実施する予定の取組) ・予定なし			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項		特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油、引火性廃油(有害)、油7割、廃7割(有害)、油酸、はそれぞれ分別して保管している。	③焼アスカリ(有害)	④油7割
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状維持	92.18 t	175.28 t
		⑤廃酸(有害)	⑥水銀
		0.007 t	0.0004 t
		0 t	0 t
		30 t	120 t
		0 t	0 t
		0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度(令和2年度)実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油	③廃アルカリ(有害)	④油カブリ	⑤腐蝕(有害)	⑥水銀
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) ・実施していない	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油	③廃アルカリ(有害)	④油カブリ	⑤腐蝕(有害)	⑥水銀
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) ・予定なし	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度(令和2年度)実績】						
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油	③廃アルカリ(有害)	④油カブリ	⑤腐蝕(有害)	⑥水銀
	自ら燃回を行った特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により処理した特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) ・実施していない	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油	③廃アルカリ(有害)	④油カブリ	⑤腐蝕(有害)	⑥水銀
	自ら燃回を行う特別管理産業廃棄物の量 自ら中間処理により処理する特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) ・予定なし	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の焼却処分の取組に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の焼却処分の取組に関する事項		①前年度（令和2年度）実績		②計画	
特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油（有害）	②引火性廃油（有害）	③焼了ルカリ（有害）	④焼了ルカリ（有害）	⑤焼残（有害）
自ら焼却処分を行った特別管理産業廃棄物の量 （これまでに実施した取組） ・実施していない	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
①現状					
【目標】					
特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油（有害）	②引火性廃油（有害）	③焼了ルカリ（有害）	④焼了ルカリ（有害）	⑤焼残（有害）
自ら焼却処分を行う特別管理産業廃棄物の量 （今後実施する予定の取組） ・予定なし	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t
②計画					

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項		①前年度（令和2年度）実績		②現状	
特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油（有害）	②引火性廃油（有害）	③焼了ルカリ（有害）	④焼了ルカリ（有害）	⑤焼残（有害）
全処理委託量	948.68 t	57.02 t	92.18 t	175.28 t	0.0004 t
優良認定処理業者への処理委託量	850.48 t	0.0 t	92.18 t	175.28 t	0.0004 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	16.22 t	0 t	0 t	0 t
認定回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0.000 t
認定無回収業者以外の焼却処分を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0.000 t
①現状					

（これまでに実施した取組）  
・前掲情報ネット等の情報を参考に委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定しており、定期的に処理状況の現地確認を行っている。

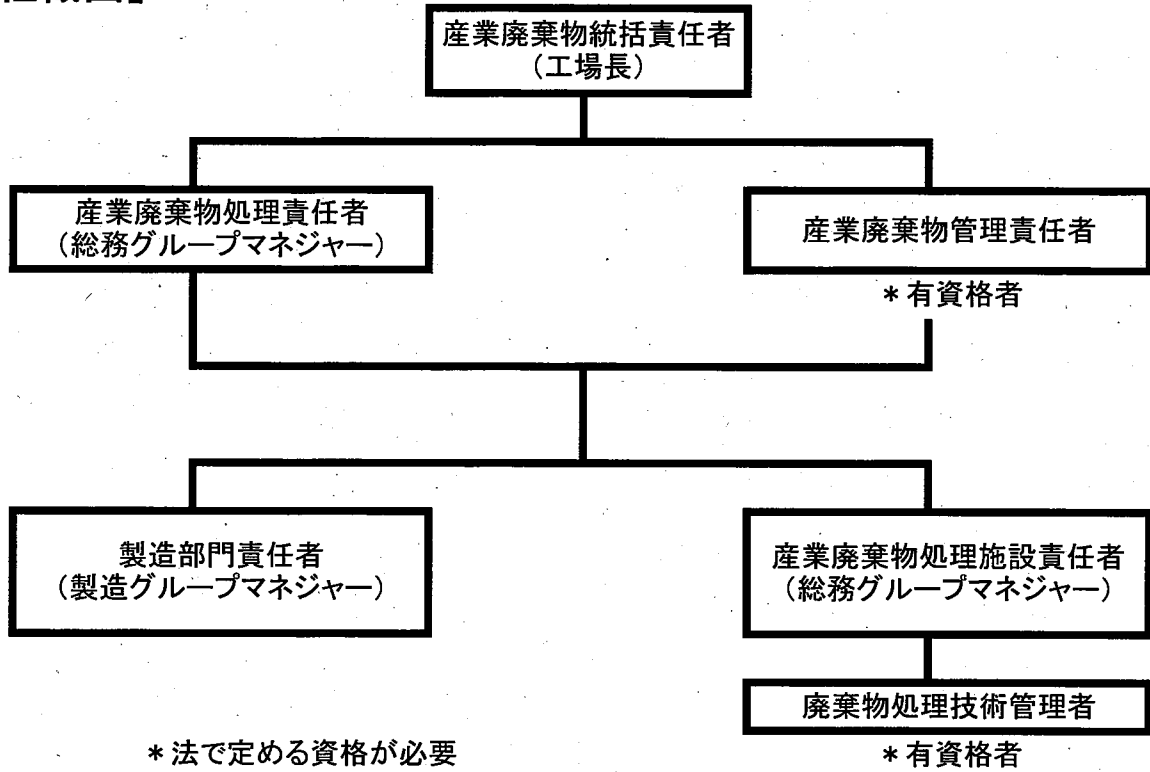
【目録】	②計画				③計画			
	特別管理産業廃棄物の種類	①引火性廃油	②引火性廃油(有害)	③引火性廃油(有害)	④アルカリ(有害)	⑤塩化カリ(有害)	⑥水銀	⑦水銀
②計画	全処理委託量	960 t	170 t	30 t	120 t	0 t	0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	32 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t
認定熱回収業者以外への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	t	

(今後実施する予定の取組)  
 ・ 廃棄物の処理委託に当たった優良認定処理業者または、再生利用業者等の導入の検討を行う。  
 ・ 委託処理業者に対しては、引き続き定期的に処理状況の確認を行う。

電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度(令和2年度)実績】	
	特別管理産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	1273.6147 t
※事務処理欄	・ 2018年12月より電子マニフェスト導入済み。	

# 「社内組織図」

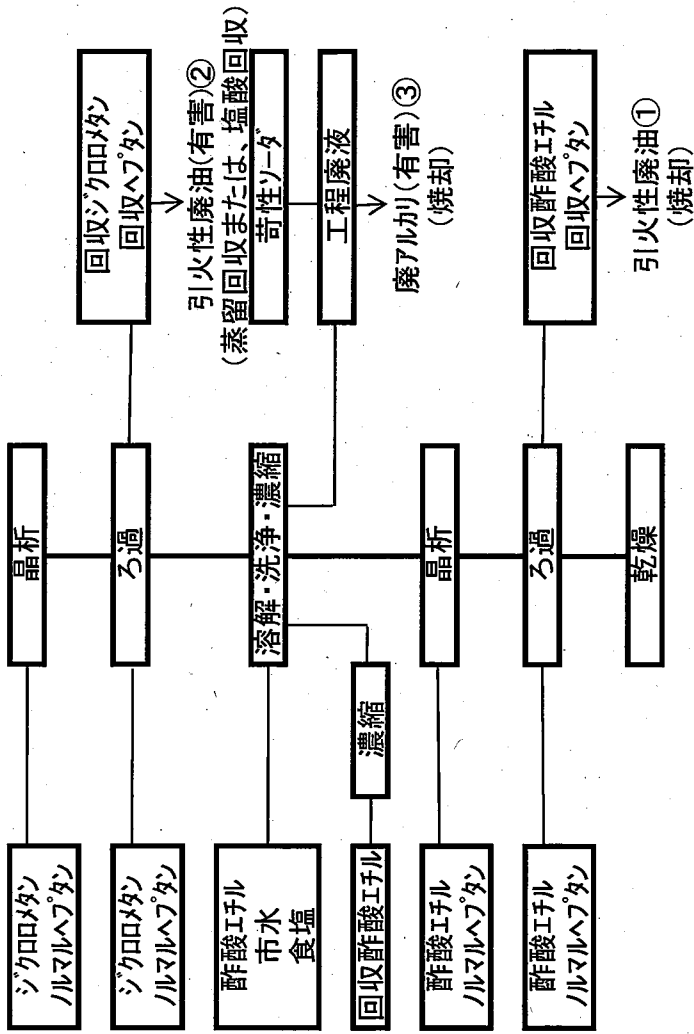
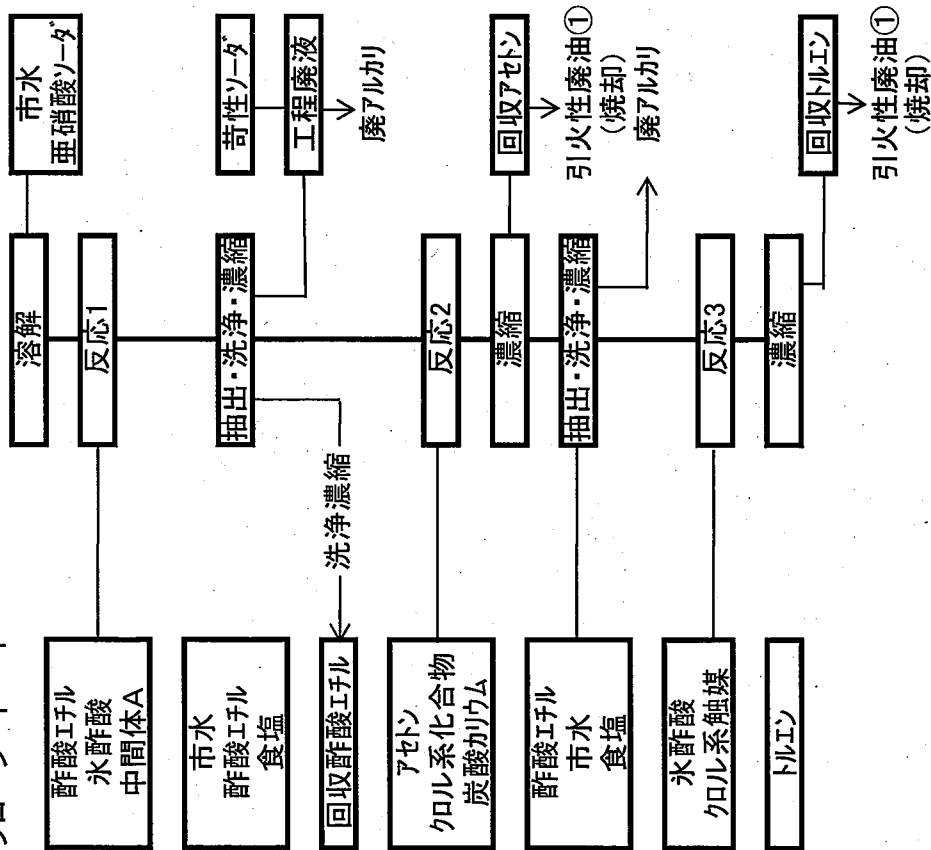
別紙1



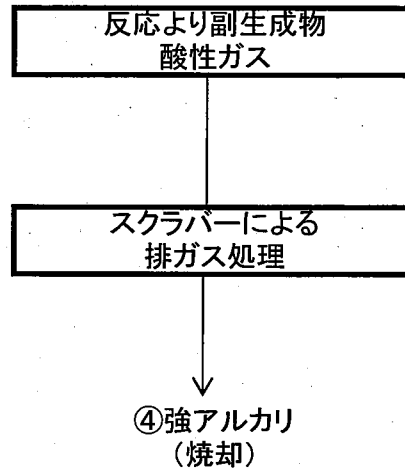
## 「責任者及び管理者の責務」

責任者及び管理者名	責任者及び管理者の責務
産業廃棄物統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の適正管理及び減量化、資源化等に関する社内啓発</li> <li>処理業者委託の委託契約</li> </ul>
産業廃棄物処理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>統括責任者の命を受け、各責任者を監督、指導する。</li> <li>行政に対する報告</li> <li>産業廃棄物の委託先の調査</li> <li>産業廃棄物の処理費用の調査</li> <li>排出先の定期視察</li> <li>委託伝票(マニフェスト)の管理</li> <li>委託業者の作業指示と監督</li> </ul>
製造部門責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生する廃棄物の種類、性状及び量の把握</li> <li>各保管施設の点検と維持管理</li> <li>廃棄物発生量の帳簿作成</li> <li>廃棄物の減量化・再資源化の調査</li> </ul>
産業廃棄物処理施設責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転操作員の指揮監督</li> <li>処理の運転日報・月報の作成と保管</li> </ul>
廃棄物処理技術管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理施設の運転、維持管理</li> </ul>

フローシート 1



フローシート④



フローシート⑤⑥

